

表1 中小企業向け給付型つなぎ資金（Überbrückungshilfe、Überbrückungshilfe II、Überbrückungshilfe III、Überbrückungshilfe III拡張版）（変更部分は下線）

項目	今回のプログラム (Überbrückungshilfe III拡張版)	第三回プログラム (Überbrückungshilfe III)	第二回プログラム (Überbrückungshilfe II)	第一回プログラム (Überbrückungshilfe)
申請対象	・年間売上高が最大 <u>7.5億ユーロ以下の企業、自営業者、フリーランサー。</u>	・年間売上高が最大 5 億ユーロの企業、自営業者、フリーランサー。	・業種は問わず、中小企業、自営業者、フリーランサー。	
申請要件	・ <u>2021年1月～6月分について、2019年同月と比較して、売上高が30%以上減少していること。</u> ・ <u>11月と12月の給付型緊急支援（Novemberhilfe、Dezemberhilfe）を受給していない企業は、2020年11～12月分についても適用可能。</u>	・ 2021 年 1 月～6 月分について、2020 年 4 月～12 月の期間のうち、2 カ月連続で前年同月比の売上が50%以上減少、または、2020 年 4 月からの平均売上が前年同期比で 30%以上減少していること。 ・ 2020 年 11 月と12 月分について、同年 11 月または/かつ 12 月の売上が前年同月比で 40%減少している企業で、かつ 11 月・12 月緊急支援の対象外の企業。	・ 2020年9月～12月分について、同年4月～8月の期間のうち、売上が2か月連続で前年同月比50%以上減少していること、または、 ・ 2020年4月から8月までの期間の平均売上が前年比で30%以上減少していること。 ・ 2019年6月以降に設立した企業は、2019年11月と12月の2か月連続で比較して売上50%以上減少していること。	・ 2020年6月～8月分について、同年4～5月の売上合計額が前年同期比で60%以上減少していること。 ・ 2019年4月以降に設立した企業は、2019年11月～12月の売上合計額との比較。
補助対象となる「固定費」	・ 賃貸料、リース料、借入金利、電気・水道などの費用、衛生・感染対策のための費用、その他の固定費、従業員の人件費の一部（補助対象となるその他全ての固定費の 20%まで）など。 ・ 衛生対策のための建物の近代化、改修、または立て替え等の費用について、最大 20,000 ユーロを必要経費として計上することが可能。 ・ マーケティングおよび広告費用については、2019 年実績を上限に費用として計上可能。 ・ <u>デジタル化への投資（オンライン店舗の開設・拡張、プラットフォームへの参入費用など）</u> ・ 資産の減価償却費用の最大 50%。 ・ 自営業者、観光業界（旅行代理店およびツアーオペレーター、文化およびイベント事業者、 <u>小売業、花火業者</u> には別途、補助対象となる固定費の定めあり。 ・ <u>小売業：季節商品（売れ残った生鮮食品、クリスマス商品、花火、冬物衣類等）の減価償却費を固定費として100%計上が可能。各種証明書類が必要。</u> など。	・ 賃貸料、リース料、借入金利、電気・水道などの費用、衛生・感染対策のための費用、その他の固定費、従業員の人件費の一部（補助対象となるその他全ての固定費の 20%まで）など。 ・ 衛生対策のための建物の近代化、改修、または立て替え等の費用について、最大 20,000 ユーロを必要経費として計上することが可能。 ・ マーケティングおよび広告費用については、2019 年実績を上限に費用として計上可能。 ・ 資産の減価償却費用の最大 50%。 ・ 自営業者、観光業界（旅行代理店およびツアーオペレーター、文化およびイベント事業者には別途、補助対象となる固定費の定めあり。	賃貸料、リース料、借入金利、電気・水道などの費用、その他の固定費、従業員の人件費の一部、研修生の費用、固定資産税など。 新たに、空調設備や、屋内で行う事業を野外へ一時移転する費用なども拡張。	賃貸料、リース料、借入金利、電気・水道などの費用、その他の固定費、従業員の人件費の一部、研修生の費用、固定資産税など。
補助対象となる期間	2021年1月～6月 （2020年11～12月については、11 月・12 月緊急支援を受けていない等の条件下で対象）	2021年1月～6月 （2020年11～12月については11 月・12 月緊急支援を受けていない等の条件下で対象）	2020年9月～12月	2020年6～8月

（出所）ドイツ政府

表2 給付額（変更部分は下線）

給付対象月の売上合計額の減少 (2019年同月比)	Überbrückungshilfe III 拡張版の給付額	給付対象月の売上合計額の減少 (前年同月比)	Überbrückungshilfe III の給付額	給付対象月の売上合計額の減少 (前年同月比)	Überbrückungshilfe II の給付額	Überbrückungshilfe の給付額
30%超、50%未満	固定費の40%	30%超、50%未満	固定費の40%	40%超、50%未満	固定費の40%	固定費の40%
50%から70%	固定費の60%	50%から70%	固定費の60%	50%から70%	固定費の60%	固定費の50%
70%超	固定費の90%	70%超	固定費の90%	70%超	固定費の90%	固定費の80%

（出所）ドイツ政府

表3 給付上限額（変更部分は下線）

今回 Überbrückungshilfe III 拡張版 の上限額	Überbrückungshilfe III の上限額	Überbrückungshilfe II の上限額	Überbrückungshilfe の上限額	
<u>企業規模を問わず一律 150万ユーロ/月</u>	企業規模を問わず一律 20万ユーロ/月 ※事業閉鎖の対象となる場合は 50万ユーロ/月	企業規模を問わず一律 5万ユーロ/月	従業員5名までの企業	3, 000ユーロ/月
			従業員10名までの企業	5, 000ユーロ/月
			従業員10名超の企業	5万ユーロ/月

（注）上記すべての場合において、上限額についてEUの国家補助ルールが適用される。
（出所）ドイツ政府